

入札参加者の皆さま

滋賀県企業庁

企業庁が発注する設備修繕工事における
積算基準について

滋賀県企業庁が平成 29 年 12 月 1 日以降に公告する機械設備修繕工事および電気設備修繕工事については、「水道施設整備費に係る歩掛表」に定める工種区分「構造物工事（浄水場等）」の諸経費率を適用して予定価格を算定していますので、入札・見積り等を行う際にはご留意ください。